

【工事記録写真等について】

次の項目については、工事写真を撮影、工程毎又は擁壁毎（宅地分譲の場合は宅地毎）等に整理し、工事完了届に添えて提出して下さい。

- 1 工事着手前完了後の全景
- 2 丁張及び床堀（根入れ深さが判読できるように写すこと）
- 3 工事完了後に検査しがたい各義務擁壁の配筋、水抜き穴、裏込碎石、透水層等の箇所及び寸法（スタッフ、幅広テープ、マーカ一等をあてる）、及び義務擁壁躯体の出来形寸法
※欄外に寸法、配筋（ピッチ・径）の設計値のみ（実測値不要）記載してください。
※擁壁下の碎石層、捨てコンクリート、擁壁のかぶり厚さも写真撮影してください。
- 4 埋戻し状況
- 5 その他、完了検査で容易に検査できない部分（排水施設（雨水貯留槽）等）
- 6 その他

○公共施設が伴う開発許可の場合には各帰属先担当課の指示に従った工事写真の提出をお願いします。

○各義務擁壁下地耐力確認資料については、国交省告示第 1113 号（平成 13 年 7 月 2 日）に基づき調査を行い、以下の資料の提出をお願いします。

・地盤改良等を行わない場合：地耐力が確認できる資料

※平板載荷試験は、各擁壁下において試験を行い、地耐力を確認してください。

・地盤改良等行った場合：施工業者により必要な地耐力を確認し施工した旨の記載がある出来形資料（施工報告書、改良範囲出来形図、写真）

○必要に応じて地盤調査方法や位置について事前にご相談ください。

[注意事項]

○工事着手前と工事完了後の全景写真は定点写真としてください。

○工程写真に不備、不足があったときは、検査時に掘削等していただく可能性があります。

○工事方法を変更しようとする場合、基準に適合しなくなることがありますので、事前に建築住宅課へご相談ください。